

実 施 要 領（抜粋）

1 目 的

廃棄物の不法投棄（不適正処理）の未然防止や拡大防止、不法投棄追放意識の高揚等を図り、県民の生活環境の保全を推進する。

2 実施期間

平成 30 年 6 月 1 日（金）～6 月 30 日（土）

3 実施機関

各健康福祉センター

4 実施内容

大規模な不法投棄（不適正処理）事案に発展する要素（回復が困難な状況となるおそれ）が内在している事案を把握するとともに、早期対策（小さな芽のうちから摘み取るための対策）を推進する。

- （例）○ 有価物と称しているが、販売、利用実態が認められない保管
- 広域から搬入され、膨大な量となることが予測される保管
- 有害物質が含まれる産業廃棄物の保管

5 実施事項

(1) 監視パトロール活動の強化

監視日、監視区域を設定、関係機関との合同パトロールなどの監視体制の確保等による計画的かつ集中的な監視活動の推進

(2) 産業廃棄物処理実態の調査と指導の徹底

不法投棄（不適正処理）のおそれのある産業廃棄物排出事業者や廃棄物処理業者への立入調査による実態把握と厳正な指導の徹底

(3) 広報啓発の推進

各種広報媒体や広報機会を活用した県民に対する「産業廃棄物不法投棄（不適正処理）追放意識」の醸成と県民からの情報収集の推進